

仕事を辞めた／収入が減ったことにより、
家賃の支払いにお悩みの方へ

住居確保給付金のご案内

家賃のお支払いを支援し、あなたの就職活動※をサポートします！



※自営業者の方は、給付金を受けながら事業再生のための活動ができる場合もあります。

○どのような方が対象ですか？

- 仕事を辞めてから／事業を止めてから2年以内の方
 - 休業等（※）により収入が減って、家賃を払えなくなりそうなる方
/住む家がない方
 - 上記状態になる前に、世帯の生計維持者であった方
- ※雇用先によるシフトの減少、取引先の倒産や営業縮小、災害等の影響によるものに限る

○収入などの制限はありますか？

①と②の両方に当てはまる必要があります。

- ①預貯金・手持ちのお金が ②の6か月分または100万円を超えない
- ②収入基準額（※）を超えない

※収入基準額 = ①基準額 + ②家賃額（上限額以内）

	単身世帯	2人世帯	3人世帯
①基準額（月額）	81,000円	124,000円	159,000円
②家賃額（上限額）	35,000円	42,000円	46,000円

豊橋市役所 生活福祉課 自立相談グループ（東館1階）
TEL : 0532-51-2313

あなたに合った求職活動をしてください

受給するためにはその人に応じた求職活動を行う必要があります。
必要な求職活動について、よくご確認ください。

求職活動要件をチェック！

申請理由はどちらですか？

- ① 離職・廃業
- ② 休業等による収入減少

②

- ③ シフト減少（※）
- ④ ③以外の自営業者

④

事業を建て直す意思がある

いいえ

はい

公共職業安定所等での
求職活動



経営相談先から
就労を勧められた場合

活動計画の作成

経営相談先での
経営相談

自立に向けた
活動

※自営業者であっても、実質的に被雇用者と同等と考えられる条件で働いている者も含む

公共職業安定所等での求職活動

- ① 公共職業安定所等への求職申込み
- ② 自立相談支援機関での相談（月4回以上）
- ③ 公共職業安定所等での職業相談（月2回以上）
- ④ 企業等への応募（原則週1回以上）
- ⑤ プランに沿った活動（家計相談など）

経営相談先での経営相談等による自立に向けた活動

- ① 経営相談先への相談申込み
- ② 自立相談支援機関での相談（月4回以上）
- ③ 経営相談先での経営相談（原則月1回）
- ④ 給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組（月1回以上）
- ⑤ プランに沿った活動（家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など）

自立に向けた活動って？

自立に向けた活動とは、経営相談先から助言等を受けて作成する「自立に向けた活動計画」に基づき行う活動です。（例えば、事業収入を増やすための営業活動や資金調達など）「自立に向けた活動計画」は自立相談支援機関への報告が必要です。